

長田区社会福祉協議会  
**令和8年度「芝田カナエ・和江基金」児童福祉事業助成 Q&A**

**Q 1. ボランティアグループは対象となりますか？**

対象です。法人格の有無は問いません。

ただし、長田区内を主な活動の場としており、1年以上の活動実績がある団体であることが条件です。また、暴力団またはその関係団体に該当しないことも要件としています。

**Q 2. 他団体から助成金を受け取っているが、申請できますか？**

申請できます。

ただし、他団体の助成制度が併用を禁止している場合がありますので、必ず確認のうえで申請してください。

本助成が採択されたことにより、他の助成金が受けられなくなる場合もあります。

**Q 3. 長田区以外の団体は申請できますか？**

申請できます。

ただし、活動の場が区内であり、長田区の子どもやその家庭を対象とする事業であることが条件です。

**Q 4. 年に一度きりのイベントは対象活動になりますか？**

対象外です。

本助成は、単発のイベントよりも、地域に根づき継続していく活動を支援することを目的としています。対象外となる事業は「募集要項」に明記されていますので、必ずご確認ください。

**Q 5. 参加費を集める活動も対象になりますか？**

対象です。

助成金だけに頼るのではなく、参加費(実費分)や寄付金など自主的な収入を得る工夫は、活動を持続させるうえで大切です。

収入計画には、助成金のほか、こうした自己資金も含めて計画してください。

**Q 6. 講師謝礼は助成金から支払ってもよいのですか？**

対象です。

ただし、謝金の支給は団体の定める基準に基づくことが前提であり、1時間あたり1万円を超える場合は、講師名を計画書に記載し、審査委員会の承認を得る必要があります。

また、申請団体の職員や構成員への謝金支払いは原則認められません。

**Q 7. こども食堂は対象になりますか？**

対象となりますが、本基金で別途こども食堂等を対象とした助成金を設けておりますので、そちらのご利用にご協力をお願いいたします。

また、官民含めた様々な助成制度がありますので、それらの活用もご検討ください。申請にあたってのご相談にも対応させていただきます。

**Q 8. お弁当等を配布しようと思っておりますが、その購入費用は対象になりますか？**

物品の提供を主目的とした事業は対象外ですが、相談会や学習支援等が主目的の事業で配布する等その目的が審査委員会で承認されれば、対象となります。

**Q 9. 審査基準はどのようなものですか？**

審査委員会では、以下の観点から総合的に審査します。

- (1) 普遍性：地域に広がり、定着する可能性があるか
- (2) 協調性：団体と地域が一体となって子どもを支えているか
- (3) 独創性：団体独自の工夫や発想が活かされているか
- (4) 予算計画：経費の使い方が適切で実現可能か

なお、審査内容や結果に関する個別の問い合わせにはお答えできません。

**Q 10. 他の助成金にも申請しており、両方採択された場合併用はできますか？**

併用可能です。

ただし、他の団体の助成が禁止している経費を重複して助成対象とすることはできません。

また、他の助成金との関係で不都合が生じる場合がありますので、事前に十分ご確認ください。

**Q 11. 自己資金比率は審査の対象になりますか？**

直接的な審査基準ではありませんが、事業の継続性や自立性を評価するうえで重要な要素となります。助成金に加え、参加費・寄附・事業収益などを含めた収入計画を立ててください。

**Q 12. 事業報告では何を提出するのですか？**

助成事業終了後、以下の資料を提出してください。

- ・本会指定の「事業報告書」（実施状況・成果・事業収支・今後の展開・自己評価など）
- ・活動の様子が分かる写真・資料（本会ホームページ掲載可能なもの）
- ・支出を証する証拠書類（レシート・領収書等）の写し

※領収書には但し書きを具体的に記載してください。総額のみ領収書の場合は、別途明細の提出を求められる場合があります。

**Q 13. 申請時から変更が生じた場合、どうすればいいのでしょうか？**

変更が生じた場合は、速やかに長田区社会福祉協議会に届け出て承認を受けてください。

軽微な変更であっても、事前相談をお願いしています。

当初計画から大きく逸脱する内容の変更は認められません。